

電気通信品質マネジメントシステム認証機関 に対する認定の基準

JAB MS102-2008

制定日：2008年08月29日

財団法人日本適合性認定協会

1. 適用範囲

この基準は、TL 9000 Quality Management System Requirements Handbook Release 4.0（以下、TL 9000 要求事項リリース4.0という）及びTL 9000 Quality Management System Measurements Handbook Release 4.0に基づくマネジメントシステムの審査及び認証の能力、一貫性及び公平性、並びにこれらの審査及び認証を行う第三者適合性評価機関（以下、認証機関という）に対する原則及び要求事項を規定する。

この基準は、財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）が認証機関を審査し認定するために使用する。適用日は2008年9月15日とする。

備考1：この基準は、JAB MS100との関係において、JIS Q 17011の7.1.2 b)で規定されている電気通信に係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

備考2：この基準は、TL 9000 要求事項リリース4.0に基づいて作成したものであり、個々の要求項目の末尾に示した【TLxxx、又はTL附属書X】は、当該文書の要求項目に対応するものである。また、4.以降のTL 9000 要求事項については、クエストフォーラム日本ハブが翻訳したものを、内容を変更することなくそのまま使用している。

なお、TL 9000 要求事項リリース4.0では、附属書は本文から削除され、QuEST Forum（クエストフォーラム）のウェブサイト（<http://tl9000.org/>）に掲載されている。

備考3：認証のためのTL 9000（規格）は、英語版を正とする。

備考4：次の事項について、この基準ではTL 9000要求事項リリース4.0とは異なる訳語を使用している。

- 「company」、「client」及び「organization」の訳を「組織」に統一

備考5：TL 9000（規格）中の「ISO規格」及び「ISO/IEC規格」は、この基準では次のとおり表記している。

TL 9000 要求事項リリース 4.0	JAB MS102-2008
ISO 9000:2000	JIS Q 9000:2000
ISO 9001	JIS Q 9001
ISO 9001:2000	JIS Q 9001:2000
ISO 19011:2002	JIS Q 19011:2003
ISO/IEC Guide 62	JIS Z 9362

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（<http://www.jab.or.jp/>）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

TL 9000 Quality Management System Requirements Handbook Release 4.0	
TL 9000 Quality Management System Measurements Handbook Release 4.0	
JIS Q 9000:2000 (ISO 9000:2000)	品質マネジメントシステム - 基本及び用語
JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)	品質マネジメントシステム - 要求事項
JIS Q 9100:2004	品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項
JIS Q 17011:2005	適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002)	品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針
JAB MS100	マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準
JAB MS303-2008	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針 - 先進的サーベイランス・再認証手順 -

2.2 関連文書

JAB MS200	マネジメントシステム認証機関に対する認定の手順
-----------	-------------------------

3 . 用語及び定義

国際規格のJIS Q 9000:2000 - 品質マネジメントシステム - 基本及び用語は、この基準で使われている用語の標準的な定義を含んでいる。これらの定義は、この基準のすべてのセクションを通して規定の一部である。【TL2.3】

4 . 認証機関に対する要求事項

認証機関は、次の事項を行わなければならない。

- 4.1 本協会に、この基準に従ってTL 9000の認証を行うための書面による契約を提出する。【TL附属書A 1.1】
- 4.2 本協会に、TL 9000認証の開始前に、認証のプロセスが、この基準の要求事項に適合していることを示す適切な文書を提出する。【TL附属書A 1.2】
- 4.3 この基準の9.に従って資格付与されたTL 9000審査員の一覧表を維持する。【TL附属書A 1.3】
- 4.4 現在の本協会の基準（JAB MS100）で定められている特定の適用範囲の専門的知識及び、電気通信業界での業務経験をもっている専門家からなる運営会議に所属する要員をもつ。【TL附属書A 1.4】

- 4.5 認証決定会議には、クエストフォーラムが承認したTL 9000審査員研修コースを首尾よく修了し、かつ、合格したメンバーを最低限1名含んでいる。このメンバーは、TL 9000登録決定に関して拒否権を保有する。【TL附属書A 1.5】

備考：認証決定会議とは、組織のTL 9000を登録するか否かの決定を行う会議をいう。

- 4.6 この基準の9.で規定された要求事項に合致した審査員を使用する。【TL附属書A 1.6】

- 4.7 電気通信業界で適切な業務経験をもつ最低限1人を含む審査チームを使用する（9参照）。【TL附属書A 1.7】

- 4.8 本協会が認証機関のTL 9000審査に立ち会い、その立会い審査を承認した後から、登録証にTL 9000の表示を使用する。【TL附属書A 1.8】

- 4.9 上述（4.8）の立会い審査が満足に終了した後、認証機関がTL 9000に適合していると評価していた組織に対し、TL 9000登録証を発行又はJIS Q 9001登録証をTL 9000登録証にアップグレードする。

なお、認証機関は、初回のTL 9000審査から3か月以内又は6回の審査以内のいずれが短い期間に立会い審査を受けること。【TL附属書A 1.9】

- 4.10 認証機関が上述（4.9）の立会い審査を満足に終了できない場合には、認証機関はそれまでに評価した組織に対し、発見された指摘事項の内容及びその重大性に応じた救済の責任をもち、また、その救済策は本協会に同意されること。認証機関の是正処置が本協会によって受け入れられるまでは、認証機関は、新たにTL 9000の審査を行ってはならない。【TL附属書A 1.10】

- 4.11 立会い審査としては、TL 9000のすべての要求事項の審査、又はJIS Q 9001からTL 9000へのアップグレードのための審査を使用することができる。【TL附属書A 1.11】

- 4.12 TL 9000に適合した組織に対し、TL 9000及びJIS Q 9001:2000に適合していることを記述した登録証を発行する。【TL附属書A 1.12】

- 4.13 登録取消しの基準及び登録取消しの手順を定める。【TL附属書A 1.13】

- 4.14 本協会による認証機関の認定取消しによって生じるすべてのTL 9000登録組織に対する救済の責任は、取消しの原因となった指摘事項の重大さに対応して、認証機関が負う。本協会はこれらの救済について当該認証機関と合意する。【TL附属書A 1.14】

4.15 クエストフォーラムの手引及び移行計画に従って、今後のTL 9000リリースに対する移行支援を行う。【TL附属書A 1.15】

5 . 認定結果

本協会は、この基準に適合した認証機関に対し、認定証又は類似の正式な通知書を発行する。

6 . TL 9000認証機関のための実施規則

6.1 認証機関は、本協会にて認定されなければならない。TL 9000に関わる認証機関の認定範囲は、登録されている活動に該当しなければならない(すなわち、ハードウェア、ソフトウェア若しくはサービス、又はその組合せ)。【TL附属書B】

6.2 登録審査は、登録範囲(すなわち、ハードウェア、ソフトウェア若しくはサービス、又はその組合せ)に関してのTL 9000要求事項が効果的に実行されているか否かを評価するために、被審査組織の品質マネジメントシステムの全要素の審査を含まなければならない。【TL附属書B】

6.3 3年ごとの期間内で、登録されている組織の全登録範囲の100%、及び適用されるTL 9000要求事項及び測定法のすべてを完全に審査しなければならない。この審査報告書には、各々のサーベイランスで実施した審査対象のシステム範囲を明確に記載しなければならない。【TL附属書B】

6.4 審査チームは、この基準の附属書Aに従って審査した結果の完全な報告書を、被審査組織との同意がある場合を除き、初回審査及びサーベイランス(一部審査)審査後それぞれ45日以内に、被審査組織に提供しなければならない。認証機関の審査員は、審査中に明白になった不適合及び改善の機会を、特定の解決方法を助言することなしに指摘しなければならない。これらの不適合及び改善の機会は、被審査組織への報告書に含めなければならない。【TL附属書B】

6.5 認証機関又は認証機関に関連した団体が、品質マネジメントシステムコンサルティングサービス及び/又は私的な訓練を特定の組織に提供した場合には、その認証機関は、当該組織の登録サービスを行ってはならないし、審査員の提供もしてはならない。【TL附属書B】

6.6 TL 9000要求事項の審査を実施する認証機関のチームの各々のメンバーは、クエストフォーラムが承認したTL 9000審査員研修コースを首尾よく修了し、かつ合格していなければならない。また、認証の決定を行うことに責任をもつ者の過半数、又は少なくとも拒否権をもつ1人は、この訓練を首尾よく修了し、かつ合格していなければならない。認証機関は、研修コースの合格修了証明書の写しを記録としてもつ

ていなければならない。【TL附属書B】

6.7 被審査組織の品質マネジメントシステムコンサルタントが、審査に同席する場合には、そのコンサルタントは、オブザーバとしての役割に限定しなければならない。

【TL附属書B】

6.8 すべての構造的又はシステムのな不適合は、TL 9000登録証発行前に是正されなければならない。すべての不適合は、認証機関の標準業務規程に従って処理されなければならない。【TL附属書B】

6.9 認証機関は次の事項を満たすことを条件に、ISOの登録証上にTL 9000に適合していることを言及することが認可される。【TL附属書B】

a)この基準に従うことを組織と契約する。

b)TL 9000登録証を発行することを、本協会によって認定されている。

6.10 認証機関は、規格の解釈についての紛争を解決する手順をもたなければならない。

【TL附属書B】

7. 既存の品質マネジメントシステムからの移行（移行パス）及び審査工数

本協会は、既存の品質マネジメントシステムから、TL 9000への移行を認める。ただし、次の移行パスのどれに従うにしても、TL 9000の申請組織は本協会に認定された品質マネジメントシステムの認証機関によって認証されていなければならない。現行の登録範囲を、求められているTL 9000登録範囲と対比しなければならない。現行に対する追加分の登録範囲は、TL 9000の要求事項に従い、審査されなければならない。

【TL附属書D】

現在認められているのは、次の品質マネジメントシステム規格である。

a)JIS Q 9001:2000

b)JIS Q 9100

JIS Q 9100による登録は、JIS Q 9001による登録と同じ扱いとする。

他の品質マネジメントシステムについては、別途、本協会の承認を得なければならない。

この移行パスは、初回登録プロセスにだけ使用される。引き続き審査活動は、認証機関の標準的な手順に従って実施される。

7.1 移行パス

JIS Q 9001:2000又は他の品質マネジメントシステムからTL 9000 要求事項リリース4.0への移行には、適用範囲内のすべてのTL 9000追加要求事項及び測定法に適合しなければならない。

7.2 審査工数表

審査工数表は、包括的なTL 9000審査を実行するのに必要な最小現地審査工数を定めている。その表は、認証機関のTL 9000/ JIS Q 9001:2000品質マネジメントシステムの初回審査、更新審査、及びサーベイランスで費やすべき最小現地審査工数を定めている。表の最新版はTL9000ウェブサイト (<http://tl9000.org/>) から入手可能である。この基準の附属書Bに、審査工数表を添付する。

8. TL 9000認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項【TL附属書G】

品質マネジメントシステム審査員は、少なくとも JIS Q 19011:2003 の教育、訓練、業務経験及び審査経験を満たし、かつ、次の事項を満たすこと。

- 審査経験：直近の3年間に JIS Q 9001:2000 のすべての要素を網羅する最低 20 日間以上で、最低 4 回の審査に参加している。かつ、審査プログラム管理者又は同等の人によって決定されるすべての要素を審査できる能力をもっている。
- 継続した教育：TL 9000 品質マネジメントシステム要求事項ハンドブック及び TL 9000 品質マネジメントシステム測定法ハンドブックの最新版を含む、資格維持のための認証機関の要求事項に適合している。

TL 9000 資格の審査員は、次の事項を満たすこと。

- 上記の審査員に対する要求事項に適合する。
- 要求事項となっているすべての E-Learning コースを含む、クエストフォーラム公認の TL 9000 品質マネジメントシステム審査員研修コースを首尾よく修了し、合格している。

TL 9000 審査を実行する TL 9000 資格の審査員は、次の事項を満たすこと。

- 上述した、審査員に対するすべての要求事項
- 審査実行のための認証機関資格

上記要求事項を満たした後、業務経験及び/又は審査経験に基づき、審査員は次の3カテゴリ中の一つに分類される。

- 電気通信業界経験審査員 (TIEA) - 以下の経験を有する TL 9000 資格審査員に適用
 - 直近の 15 年間の関連業務経験(NACE コード又は認証機関によって使用される同等の方法によって定義されたもの)の中で、電気通信組織の技術、設計、製造、品質及び/又は工程管理に直接に関与した、電気通信業界における業務経験を少なくとも 2 年間有すること。
 - 又は -
 - 直近の 5 年間で、最低 10 回の TL 9000 審査 (認証、再認証あるいはサーベイランス) において主任審査員として活動したこと。
- 主任審査員(LA) - この分類は、TIEA 分類の要求事項を満たしていないが、TIEA による立会いのもとでの審査において審査チームリーダーとしての経験を有する TL 9000 資格審査員に適用する。

- 審査員(A) - この分類は、要求されたトレーニングは修了したが、TIEAによる立会いのもとでの審査において審査チームリーダーとしての経験を有しない TL 9000 資格審査員に適用する。TL 9000 審査員は TL 9000 審査チームに参加はできるが、TL 9000 主任審査員のレベルに達するまでは単独では審査できない。

電気通信業界経験審査員は、以下によりその資格を維持すること。

- 3年間ごとに最低 6 回の TL 9000 審査に参加し、これら審査のうち少なくとも 2 回は審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。
- 電気通信業界に関係するテーマに関し、以下のことを含む、3年間ごとに最低 15 時間の継続的専門能力開発 (CPD) を修了すること。
 - クエストフォーラムが要求する追加コース
 - クエストフォーラム会議及び/又は作業グループ会議への参加

TL 9000 主任審査員は、以下によりその資格を維持すること。

- 3年間ごとに最低 6 回の TL 9000 審査に参加し、これら審査のうち少なくとも 2 回は審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。
- 電気通信業界に関係するテーマに関し、3年間ごとに最低 15 時間の継続的専門能力開発 (CPD) を修了すること。その中には、クエストフォーラムが要求する追加コース、及び希望するならば、クエストフォーラム会議及び/又は作業グループ会議への参加を含むことができる。
- 3年間ごとに最初の 12 か月の間に、TIEA による立会いのもとでの一審査において、審査チームリーダーとしての役割を果たすこと。

TL 9000 審査員は、以下によりその資格を維持すること。

- 3年間ごとに、少なくとも 3 回の TL 9000 審査に参加すること。
- 電気通信業界に関係するテーマに関し、3年間ごとに最低 15 時間の継続的専門能力開発 (CPD) を修了すること。その中には、クエストフォーラムが要求する追加コース、及び希望するならば、クエストフォーラム会議及び/又は作業グループ会議への参加を含むことができる。

これらのプロセスに対しては、認証機関 (CB) が責任を有し、認定機関 (AB) が監視しなければならない。

また、追加説明事項がクエストフォーラム発行の Alert 07-003A に記載されており、この基準の附属書 C に添付する。

9 . 先進的サーベイランス・再認証手順

認証機関は、JAB MS303-2008に準拠し、組織の内部監査を当該機関の審査に利用することができる。

10. 電子審査 (e-Audit)

認証機関は、この基準の附属書Dに準拠して審査を行うことができる。

附属書 A TL 9000 審査報告書の記載項目

審査報告書は次の項目を含まなければならない。

参照コード

- ・ 受審組織（部門）
- ・ 所在地
- ・ 製品分類
- ・ 報告書作成日
- ・ 審査リーダーの氏名
- ・ 審査リーダーの署名

要約

- ・ 観察事項（審査結果）の要約
- ・ 重大な（major）不適合

序文

- ・ 受審組織（部門）の名称及び所在地
- ・ 審査範囲及び目的
- ・ 製品分類
- ・ 受審組織（部門）が該当する産業セクター
- ・ 特定の専門的技術についての追加情報
- ・ 審査日程及び期間

審査計画データ

- ・ 審査チーム及びメンバーの資格の構成
- ・ 審査を受けるそれぞれの機能／プロセスに対して、受審組織の面接を受ける代表者
- ・ 使用されるチェックリストへの参照
- ・ 機能／プロセス志向の審査計画マトリックス（部門ごとの審査項目一覧表）

文書審査

- ・ 審査される文書の要約
- ・ 審査

不適合の記述

- ・ 不適合（major & minor）
- ・ 是正処置
- ・ フォローアップ審査後のコメント

附属書 B TL9000 審査工数

TL 9000 審査工数表 (注記 1、2、3、4、6、7、8、及び 10)		
従業員数 (注記 3)	TL 9000 初回 (注記 9) 及び 更新審査 (3 年) (審査日数)	TL 9000 サーベイランス (12 か月) (審査日数) (注記 5 及び 11)
1 - 50	1.0	0.5
51 - 100	1.5	1.0
101 - 500	2.0	1.5
501 - 1000	2.5	1.5
> 1000	3.0	2.0

注記：

- この改訂文書は 2008 年 1 月 1 日付けで発効する。最新版の TL 9000 審査工数は、クエストフォーラムウェブサイト (<http://www.tl9000.org/>) で入手できる。
- TL 9000 審査工数は、IAF Guidance to ISO/IEC Guide 62, Annex 2 – Auditor time にその概要が示されている JIS Q 9001 現地審査工数に対する、追加分の工数である。
- 審査工数表は、TL 9000 の初回、サーベイランス及び更新審査の際に、認証機関 (CB) が行うことになっている、最小現地審査工数を規定している。この数字には、JIS Q 9001 の審査も、現地審査以外の審査工数も含まない。現地審査以外の審査工数としては、例えば、文書審査、審査前の準備あるいは審査後の報告書作成などが上げられる。
- TL 9000 審査工数表に示す「従業員」は、IAF Guidance to ISO/IEC Guide 62 に従って定義される。この表でいう「従業員」は、品質マネジメントシステムで記載されている認証 / 登録の範囲を支援する業務活動を行っているすべての個人をいう。すべての交代勤務に対する合計従業員数が、審査工数決定のための出発点である。
- サーベイランス審査工数は、年間の合計審査工数を表す。6 か月間隔のサーベイランスを受ける組織については、CB は TL 9000 評価の年間の合計審査工数を、12 か月の期間内で (複数の) 審査に配分できる。
- 現地審査工数は測定法審査のための 0.5 日を含む。この 0.5 日は、四つまでの製品分類に対して定められた。
 - 測定法の審査に十分な時間を確保することは CB の責任であり、この 0.5 日は組織の製品分類、プロセス、その他を基に調整が必要な場合がある。(例：組織が四つ

以上の製品分類を持つ場合でも、組織のプロセスが共通/集中化/自動化されている場合は、測定法審査に 0.5 日でも許容範囲の場合がある。）

7. 審査工数表は四つまでの製品分類の、単独サイト認証を想定して設計されている。多数サイトの場合あるいは四つを超える製品分類の場合については、これよりも多くの審査工数を必要とすることがある。
8. 多数サイトの認証については、IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62, Annex 3 – Multisite Certification/Registration を参照すること。
9. JIS Q 9001 から TL 9000 へのアップグレード審査のための審査工数は、初回 TL 9000 審査の審査工数と同じである。アップグレード審査が JIS Q 9001 サーベイランスまたは更新審査も含む場合は、JIS Q 9001 の審査のための審査工数は、TL 9000 審査工数に追加する形で、IAF Guidance to ISO/IEC Guide 62 に従って計算すること。
10. 小規模サイト（例：20 人以下）または狭い認証範囲（例：配送センタ又は修理センタ）に対して、CB は、JIS Q 9001 と TL 9000 の統合サーベイランスのために、最小の審査工数として 0.5 日を認めても良い。
11. 地域サイトに関連の無い TL 9000（JIS Q 9000 を含む）要求事項、またはプロセスの類似性、異なったタイプの除外等を考慮に入れて、審査工数を削減しても良い。
 - 11.1 CB は JIS Q 9001 に対する要求現地時間（IAF Guidance で定義）及び TL 9000（この附属書で定義）に対する要求審査工数を統合し、すべての逸脱に対する正当化の理由を含め、実際の審査工数を文書化すること。
 - 11.2 最小統合（JIS Q 9001 及び TL 9000）現地審査工数合計のもとで、20%（端数切り上げ）を超える逸脱がある場合には、文書化し、その見積り日から実働 5 日以内に CB の認定機関に提出すること。認定機関が、提出された逸脱を文書で同意するまで、TL 9000 の登録証は発行しないこと。審査を進めることができるが、認定機関が追加審査工数を要求する場合に伴うリスクについて、CB は組織に通知すること。
 - 11.3 認定機関は、CB からの最小現地審査工数削減についての文書による要請の受領後、実働 10 日以内に回答すること。認定機関は、同意または拒絶を文書化し回答する。
 - 11.4 CB が JIS Q 9001 及び TL 9000（統合）審査時間の 20%以上を削減するプロセスを有する場合は、（実施に先立ち）その文書化プロセスは、受審する組織毎に承認することに代えて、認定機関が承認しておくことが可能である。

附属書 C TL 9000 認証機関の審査員に対する資格及び経験要求事項に関する追加説明
事項 (Alert 07-003A)

2007年1月1日以降に TL 9000 認証機関審査員になろうとする人に対しては、3年間の資格維持期間は、分類を問わず、TL 9000 審査員として認証機関が資格を与えたが開始日となる。2007年6月30日以降実施されるすべての審査は、TL 9000 R4.0/R4.0 に基づいて実行されなければならない。その日(2007.6.30)以降に審査を実施するすべての TL 9000 認証機関審査員は上記参照文書で定義されたように、電気通信業界経験審査員 (TIEA)、TL 9000 主任審査員、TL 9000 審査員として分類されていなければならない。

TL 9000 主任審査員が、この3年間の最初の12ヶ月(すなわち、2008年1月1日以前)で電気通信業界経験審査員(TIEA)の立会いを受けなかった場合、成功裏に立会いを受ける時まで、TL 9000 審査員状態に戻る。

本文書はさらに、すべての TL 9000 認証機関審査員に対して、電気通信業界経験審査員 (TIEA)、TL 9000 主任審査員、TL 9000 審査員の分類に関わらず、資格を維持するために3年間に15時間のCPDトレーニングを完了することを要求事項としている。

特に、TIEAについては、以下の事項に注意すべきである。すなわち、要求CPDの一部の時間を毎年獲得するつもりで(すなわち、3年に一度だけ獲得するのではなく)、クエストフォーラム会議及び/又は作業グループ会議に参加することにより、トレーニング時間を獲得していくことが要求されている。三つの分類すべてに対する15時間のCPDは、クエストフォーラムによって要求される追加コースを含む、電気通信産業に関する内容でなければならない。

TL 9000 主任審査員及び TL 9000 審査員も又、クエストフォーラム会議及び/又は作業グループ会議に参加することによって、トレーニング時間を若干獲得することができる。これらの活動への参加は証明できなければならない。

CPD 時間は、審査員認証に対して RABQSA International (ISO/IEC 17024 適合の要員認証機関)によって利用されるのと同じ方法で指定される。CPD 時間は、CEU (訳注: Continuing Education Unit 米国で運営されている継続教育ユニットのこと)ではなく、実働時間であり、以下のようなカテゴリーで分けられる。

- ・コース指導 (COURSE INSTRUCTION): 大学コースあるいは、会社支援による技術的、専門団体、又は独立したコンサルタントの非大学コース (3年の期間中に、同一コースで何回指導しても1回とみなす)。
- ・正式な短期コース参加 (FORMAL/SHORT COURSE PARTICIPATION): 大学コースあるいは、会社支援による技術的、専門団体、又は独立したコンサルタントの非大学コース、あるいは、独立した会社が提供する家庭学習 (在宅学習コース)。(完了し、単位

を修得しなければ、CPD 時間を獲得できない)

- ・ 専門機関団体ミーティング (PROFESSIONAL BODY ASSOCIATION MEETING): 適切な技術、又は専門的団体プロジェクトを含む委員会活動、技術又は専門団体の定期的な会員ミーティング。(ミーティングは技術分野又は専門分野をベースにしたものでなければならない)
- ・ 会議、セミナー、勉強会(社内を含む) : 会社又は技術的団体組織によって支援された、会議、セミナー、勉強会及び討論会。(適切な技術的内容を含んでいなければならない)

上述の様に、これら 15 時間の CPD は、電気通信産業に関連していることが証明されなければならない。認証機関の TL 9000 審査員に対して、このプロセスを監督することが認証機関の責任である。オンラインコースでの適用時間は以下で参照できる。

http://tl9000.org/tl_training-curr-auditor.htm.

附属書 D TL9000 認証プロセスの一部として e-Audit (電子審査) を行うための要求事項

序文

TL 9000 認証プロセスの一部として e-Audit (電子審査)を行う場合には、以下の規則が適用される。

e-Audit (電子審査)は、ビデオ会議、ネット会議、電子データの転送などのコンピュータ電子技術を用いたインタビューによって行われる。

一般的な e-Audit (電子審査) の要求事項

- a) e-Audit(電子審査)は、要求事項となっている最小審査日数に対する補足(追加)として使われなければならない。(日本語版注 1 参照)
- b) e-Audit(電子審査)が行われる場合、サイトのサンプル数に対する IAF のガイドラインを超えていなければならない。(日本語版注 2 参照)
- c) e-Audit(電子審査)に参加する審査員及び被審査者は電子データの転送の扱いに熟達していなければならない。

サイト要求事項

- a) すべての文書がオンラインでアクセス可能でなければならない。
- b) すべての記録がオンラインでアクセス可能か、又は他の手段で容易に利用可能でなければならない。
- c) 電子承認及びエスカレーション(上申)プロセスが、実施されていないといけない。

規則

TL9000 認証プロセスの一部として e-Audit (電子審査)を行う場合には、以下の規則が適用される。

- a) e-Audit (電子審査)は、ビデオ会議、ネット会議などのコンピュータ電子技術を用いたインタビューによって行われる。
- b) e-Audit (電子審査)は、要求事項となっている最小審査日数に対する補足(追加)として使われなければならない。(日本語版注 1 参照)
- c) マルチサイト審査においては、審査スケジュールのすべてのプロセスに対して、実際にサイトを訪問しなければならない。(日本語版注 2 参照)
- d) e-Audit (電子審査)が行われる場合、サイトのサンプル数に対する IAF のガイドラインを超えていなければならない。(日本語版注 2 参照)
- e) 製造サイト及び修理センターについては e-Audit (電子審査)を適用することはできない。
- f) 審査員及び被審査者はコンピュータに習熟していなければならない。
- g) すべての必要な文書はオンラインで入手可能とされていないといけない。
- h) すべての記録はオンラインで入手可能であるか、あるいは別の方法で入手可能とされていないといけない。

- i) 電子承認及びエスカレーション（上申）プロセスが実行できる仕組みになっていなければならない。

日本語版注 1 最小審査時間の現地訪問審査を確保し、その上で更に審査時間を追加する場合には e-Audit (電子審査)を使ってもよいとの意味。

日本語版注 2 マルチサイトの審査の場合、IAF Guidance の中で示されているサンプル数のサイトについては現地訪問審査で行い、その数を超えてサイトを審査する場合には e-Audit (電子審査)を使ってよいとの意味。

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。